政化聞記

九

内閣文庫

番號	和	33172
冊數		10(9)
函號		150 140

内閣文庫
和書
類 三三一七二 號
一〇 冊
一五〇 函
二〇 架

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

政化聞記

一 文化十二年正月十六日酉九ツ 御蟇目献上有 松平伊豆守御肥刀献上有 松平下総守同姓伊豆守御養同献上有 松平駿河守於右丸 御目見相済吸物御酒下右為御礼登 城於席之御老中御謁
但伊豆守 於奥相済

一 同十八日御弓世平弓尾張御矢蟇目尾筋御張弓袋御祭弦千綱右今度御誕生有 小笠原大膳大夫先達而相願り通 以使者差上之

文化十二

一 同年二月九日於御座之間 松平菊千代殿元服従
三位中将ニ御叙任御称号御一字御刀御拝領徳川
式部卿亦須卿と可称

一 同十五日徳川式部卿殿元服官位相済候ニ付高家雁
之間詰御奏者番諸番頭諸物頭布衣以上之御役
人御禮且為御祝儀申上於席々御目見御錫相
済右之面々於席々吸物御酒被下 支配西丸江出
仕無之

一 同十六日達姫君御事 御簾中様御養女被 仰出

一 同十七日今未中刻 御簾中様御安産姫君御誕
生
但正月廿五日御目付元達書於西丸御誕生被為
在候而當日御本丸支配西丸江惣出仕若八時
以後暮候ハゝ廻勤相成候ハゝ 時刻ニ候ハゝ廻勤仕難
相成時刻ニ候ハゝ御用番之御老中方迄當殿ハ
御書付之通於紙且若年寄衆支配之分者西御
丸御用番若年寄衆江者 相越右之通相勤候
様共見計廻勤ニ不及

但使者之儀ハ当人同様相心得可申事

一 御誕生ニ付而も御精進日ニ而も御機嫌伺之儀ハ惣出仕ニ不及廻勤も前々之通たるへく候事

一 御誕生惣出仕之日遅く義ハ貴賤須ニ懸之候時分ニ成候ハヽ御用番之御老中方銘登之殿出羽守殿西御丸若年寄衆ニ相廻候事

一 夕八時以後御誕生ニ候ハヽ御書付之通翌日惣出仕ニ相成候ハヽ二日目之出仕ハ三日目ニ相成候ハヽ順操ニ而六日目ニハ除ニ相成候事

一 御退出以後御誕生ニ候ハヽ御登城無之候而も及晩景候ハヽ諸御書并早日中之間相詰候面々ハ罷出ニ不及候事

但御誕生御用掛之者并手掛候者ハ前々之振合ニ而相心得候事

一 御誕生八時以後ニ而出仕無之候ハヽ御本丸西丸二丸共殿中惣詰同麻上下着用之事

一 二月十八日右之通今日尾張殿水戸殿始惣出仕於席ニ御老中御揃相済西丸ヘも出仕無之

但今日御本丸西丸熨斗目麻上下明十九日より廿二日御本丸西丸共平服御七夜之節御本丸西丸熨斗目麻上下西丸御広敷向者来ル廿三日迄
日々麻上下着用

一 同廿一日　御簾中様御安産姫君様御誕生ニ付今日
御簾中様為伺御機嫌高家詰衆御奏者番同嫡子菊之間縁頬詰諸大夫布衣諸番頭諸物頭布衣以上御役人西丸ニ登城於殿席之御用中御留守大名御本丸ニ出仕同断

一 同廿二日於西丸姫君様御七夜御祝儀ニ付溜詰御譜代大名同嫡子高家詰衆御奏者番同嫡子菊之間諸大夫布衣以上之御役人西丸ニ出仕大名御本丸ニ出仕

一 同日御出生姫君様御事儔姫君様と奉称

一 同日右ニ付万石以上之面々箱肴御樽代献上之

一 同廿五日於増上寺　有章院様百回御忌御執行御法事惣奉行土井大炊頭今日御初日ニ付　御名代
松平伊豆守

一 同日右ニ付為伺御機嫌高家詰衆御奏者番登城
於席々御老中御謁

一 同廿七日 同断御中日 増上寺え 上使京極周防守

一 同廿八日 同断御法類ニ付 御名代青山下野守

一 同日右ニ付伺御機嫌出仕廿六日之通

一 同日右ニ付今日御表 出御無之月並出仕之面々
登城於席々御老中御謁

一 同廿九日右御法事ニ付今日増上寺え相詰候面々衣冠

一 同晦日右同断御当日ニ付増上寺え相詰候面々束帯

一 同日六半時之御供揃ニて増上寺 有章院様 御
霊前御廟え御参詣 還御後 大納言様 御名
代松平能登守

一 文化十二
同年三月朔日 右御法事相済候ニ付今日惣出仕有
之於席々御老中御謁 西丸えも出仕無之

一 同二日今五時之御供揃ニて 大納言様増上寺
有章院様 御霊前御廟え御参詣
有章院様御事ハ 文昭院様御二男御母堂ハ
勝田備後守西愛養妹 於京方 後月光院御方 宝永六年七月

三日館西丸御誕生 或御養育御小性組番頭戸田肥前守正峯御篦刀御役ハ金田新八郎正則

と 世良田満松君と奉称 折焚柴記俗忌に廿年の人は他姓を称する事なく俗忌に

云 おいて改めらるゝもしかれとも云様なるに此時は兄大五郎君おはせし

御事にて彼君宝永七年八月十二日故去ありし其後嗣君には立せ給ひ

しなるへし 同年十一月二日御本丸に御入同七年七月

廿五日御髪置同年九月三日根津権現社に御宮

参正徳二年十二月十一日 或十八日とも 折焚柴記に十二月十一日すなはち御代始の御祝ありしとみえたり

御代替御礼同廿三日正二位権大納言家

継公同十五日出仕御祝儀申上 折焚柴記に先々の御代には御元服の儀ありて正三位の大納言に任されたまひ正二位にあげられたまひし御代ありしに及て将軍の宣旨蒙せたまひぬる時は幼稚の程に御代つかせ給ひし

は先御官途の事すなはちて後将軍宣下の御儀も更へきなりてその由

を申なふへき草按を奉るへしとて其事をまうらせよきう文御

名の字の事も先其の御代すれは父のつけさせたまひしか当時は仙

洞の御事を深く承りせらるへきまいらせ中すへきなれと申せ給

つき御名の字をも奉るへし所もあるへしまゐりて仙洞に申させ

まいる事の第をとも御名の字勘文をもまゐらせきはあるは正二位

前大納言に仰せさせたまふ由十二月の十二日に消息の宣旨仰りをは

院に御代ものしらせさせましし後に仰すへし仙洞の御筆を染

られ給ひし御名の字も彼の宣旨とする日同廿二日に宣まゐらせへきよ

吉日をえらひまいらせて同二日にはまゐりなましむ同五日には人々参賀の

儀ありしと

見えたり 同三年正月朔日 或四日 御袴着同年三月

廿六日御元服 加冠井伊掃部頭直該 理髪松平肥後守正容 同年四月二日

将軍宣下征夷大将軍御兼官光親の如し内大

臣 或是日正二位内大臣又右大将御兼ともいふ 同四年五月十五日御逝去代し

御遺言によりて金銀の製古に復さるへき旨を仰
出 折焚柴記によりて按するに 憲廟の元禄八年に慶長金
銀を改鋳られ新金銀通用を仰出されしを元字金銀としるし
同御代宝永三年元字銀を改新銀を造らる是を宝字銀とし又
文廟御代同七年元禄の小判を改判金銀を和する事なとにして
其位を落して人不通用にて慶長の古製に改めらるへきよしゝ小
とし其是し金不足に依之金に在所の銀を減して造らるゝまゝを執
字金とし又其製は粗慶長の真金なれとも和しゝる銀を減し
多きは其形小にして薄きなりし又金も通行ふへしと仰出銀は
此御代慶長の製に復さるへき思召に寄改造の事を仰出り以く
ともも御先代より其事をなりし御勘定奉行萩原近江守か計ひまて
宝永七年三度迄造り出せし之是を二宝三宝四宝しるす不勝しにおと
もり其頃金の品之銀の品に不世に通行さる 其品さる下さ法しにして
物価平ならし諸人通用に苦む正徳二年甍御以前銀造の事をと
停免し旁今年にあり元禄断定し慶長の古製に復さる
銀は今年の秋に江戸京に於て改造新金銀とし元禄以来通用せし
金銀を引替を仰出金は五分銀は八分の割をもつて引替らるゝ事とへい

新金と出るは元禄以来の金なるに充之
折 有徳御伝中に詳之見合に記し 同年十一月 南明院
殿御供同所指石を京師東福寺の南明院に寄
附せしめ 南明院殿は 東照宮後の御室所にて豊臣太閤の御妹之天正十八年正月十四日聚楽に於て逝去す折
焚柴記に御寄附の事 神祖百年の御忌に当りて
此事おもしろきを伝へき旨前代の遺志によられしなり 同年十二月
二日琉球使登城御礼 同五年正月長崎表唐
阿蘭陀交易の事により御改正を仰出 折焚柴記に前代の御遺
志を以ら近年長崎の事御沙汰あるへき儀定まし此御沙汰の事起りしは前
代御代をはりまし初め海船互市の料しるへき泊の数不足
交易差滞りしよりは利計ら致莫實等の患出来し 其国の
宝貨異域に入て一時の奇観のため我が所国蔵を失ふへし 薬物
書籍等の所是非をゆするものの為に宝貨を傷さまんとせしは先
毎年我国より産する所の金銀銅の外国へ出しむ大数を計らし

亜て長崎にしては海舶互市の為に用由へき米額を定め次し
外国の船まて載来の所の多かを斗りしまた数をも甚載 米
らん物との数をも定へししの儀ありて長崎へ御使として大目付
御使番をさしつかはされ諸国の法度しかる者共は信牌を下され不受
者には土理をせるさん即時に放ち還さる同五月西国中国の
大名共も新例の事を仰下さる事ましく此へり掛るに役害に
寛永の頃すいかの国より来たる船数互市の銀額を定しまた貞
享二年ゑありて始て唐人互市の銀額六千貫目阿蘭陀互市は
金銀五万両に定元禄二年唐船の数七十艘に定め後八十隻と改
しこえより正徳御改正より船額銀額も減し於享保にいたり
寛政御改正已前の
数は定りまし物う

霊元院上皇第十七皇女八十
宮御配偶の仰出されあるし 以貴小傳に正徳五年の春
御配偶の事定りましとしの
七月御使の者を豊後守正喬の侍従御使ありてうちにも従かもなせ
みふいく指粉くして 御所かくまさせみひりまは家もなりみふを
もかり以さまた院よ定めりしせめひし御事すわらは家の事ハならり
関東の御沙汰ありてまり享保元年の七月山城国葛野郡伏任宇治

ホの内ありて御料の地五百石まかせられ同十一年十一月廿八日内親王宣
下ありしかりて年月積りて宝暦八年の九月廿二日にかくれさせ
みふ四十五歳智恩院に納め奉らせて御法院殿と申し
同九年の三月には供の料米二百俵をまゐらせらるへしとのみふ 享

保元年四月晦日薨御御年八 五月七日御出棺
増上寺へ御葬送同十二日勅諡 有章院殿贈正
一位大相国 或云五月十五日
一同七日 御黌中様之御七夜御祝儀酒湯御譜
代大名高家諸礼御奏者番菊之間縁頬詰右嫡子
並布衣以上之御役人西丸江登 城於席々謁相
勤御本丸江登 城於席々謁御奏者番

但今日殿中服紗小袖麻上下

一同九日廿度　有章院様百回御忌御法事
相済候ニ付今日御礼ニ　依之尾張殿水戸殿水戸
中将殿国主大名并万石以上同嫡子且増上寺方
丈檀林其外出家中登　城御礼見物ニ　依之於
席々御饗應御料理被下
今度依制大廣間ニ而　公方様　大納言様　出御
尾張殿水戸殿水戸中将殿　御對顔畢而増上寺
方丈諸大名并　檀林之外出家中當日諸寺之面々

一同　御目見畢而御礼始る

一文化十二同年四月七日　東照宮二百回御忌ニ付於日光山
勅會万部之御法事御執行今日御初日同十一日御
中日同十六日結願日同十七日御當日
右御法會ニ付先達而御暇被下日光ニ相越面々
三月十五日高家中條河内守戸田備後守大澤右
京大夫日光奉行本多淡路守中奥御小性揖川
大和守以下拾八人御目付弐人御徒頭弐人小
十人頭壱人御納戸頭壱人奥御祐筆組頭壱人

同十七日より　御座之間ニ於テ　御名代井伊掃部頭
山中大之書　鳥居丹波守　稲垣信濃守　同日西丸
於御座之間　大納言様　御名代榊原遠江守
同廿四日より御座之間ニ於テ御老中牧野備前守寺
社奉行阿部備中守　松平右京亮大目付伊沢
内守御勘定奉行柳生主膳正ニ而　何方同廿六日まて
御臺様　御名代御同所御用人　御簾中様
御名代御同所御用人御順ニ而二月下旬ゟ四月
初旬迄参り合　追〻日光表江発足之　布衣以下之

面〻　御目見以下之人〻まて拝挙に迄行はれ
京都ゟ参向之公卿ハ近衛右大臣基前公六條
前大納言有庸卿山科前大納言忠言卿甘露寺
大納言国長卿徳大寺中納言實堅卿日野中納
言資愛卿四辻中納言公説卿飛鳥井参議雅光
卿万里小路左大弁建房卿殿上人梅渓中将朝
臣ゟ以下拾四人地下六拾二人余人四拾五人善
護持人御導師之門跡ハ青蓮院宮尊真法親
王梶井宮義真法親王下向之七日万部御法會

初日　御家ニ於而御執行御導師輪王寺宮公猷
法親王　八日　同断御導師青蓮院宮尊真親王　九
日同断御導師梶井萊真親王　十日　同断御導師
輪王寺宮公猷親王　十一日御中日御導師梶井宮今
日江戸ゟ梶村隠岐守を上使として日光御門
跡ニ御菓子を進せられ且在山の諸役人及ひ
勤番之面々ニ大名ニ而も太儀ニ思召候　上意を
傳らる　十二日　同断御導師青蓮院宮　十三日　同断御
導師梶井宮　十四日　同断御導師青蓮院宮　十五日同
断御導師輪王寺宮　十六日御結願日御導師青蓮
院宮今日例幣使奉幣使贈経使の儀ニ　御経呉　奉幣使
の時ハ武家直垂大紋布衣に
あらさる家ハ束帯なり
十七日御祭礼本坊ニ而公卿
殿上人を構へ武家のハ其向の御殿地ニ構へ
て何れも拝見として御祭礼相済武家諸士迄以上
ハ束帯以下ハ布衣素袍ニ而出座
公方様　大納言様　御臺様　御簾中様御代拝
相済御三家御三卿代拝迄而名目拝ミ同十
八日御経供養今日も　勅會ニ御法事ニ而近

傳殿を御免有て家老執事となりあらためてせらる
弘之の御法号は号せし或 彼物之事も 中奥の小姓 そを役き 十九
日御本地堂曼陀羅供養 只家老又は 如し 今日日光
御門跡僧正院家其外にも御布施之事あり
東照宮御事贈大納言廣忠卿御嫡男御母は水
野右衛門大夫忠政女 於大方後傳通院殿と称す 天文十一年十二
月廿六日三州額田郡岡崎城に於て御誕生 御蟇目石
川安藝守清兼御胞刀酒井雅楽頭正親 御幼名竹千代君 同十六年今川
義元の居城駿府へ至らせらる 途中織田家に奪
はれさせられ尾州熱田に御在住 同十八年十一月
九日尾州より三州へ帰御 廿日又駿州義元の許に
至らせらる 同廿三年御讀書 弘治二年正
月十五日駿府に於て御元服 義元首服を加へらる
せて次郎三郎元信と申奉る 此時徳川或世良田と御称しと云 同三年
の春藏人元康と御改 是年関口刑部少輔氏
廣の女 築山殿と称し天正七年故ありて生害 を迎へ御室としたまふ 永
禄元年二月に入御兵を寺部に出して沢木日
向ふを撃せしむる是御初陣之 同三年義元討死

於清須五月廿二日岩倉城に帰陣同四年織田信長
と御和親あり今川氏真と好を絶ち給ふ同六年の
秋家康と御改同七年三河東西御手に属して
同九年十二月廿九日従五位下三河守（或云先是世良田と号称今年徳川に御改称し給ふ）同十一年正月十一日左京大夫に改是年氏
真を討せしめ遠江御手に属す元亀元年正月
遠州濱松城に御移徙同二年正月五日従五位上
同十一日侍従天正二年正月五日正五位下同五
年十二月十日従四位下同廿九日右近衛権少将

同八年正月五日従四位上同十年三月駿州一
国御領と成（三遠と合三国）同十一年十月五日正四位下
同七日左近衛権中将是年甲信両国御手に属
し同十二年二月廿七日参議従三位（或云十四年正月五日）同十三
年十月四日権中納言同年十一月五日正三位同
年十二月四日駿府城へ御移徙同十四年五月十四日
豊臣関白秀吉公妹（朝日姫と称し）御入輿御婚礼（同十八年正月十四日聚楽亭に逝去南明院殿と称す）同年十月御上洛大坂にまみせ
給ふ是秀吉公と御和解に依て之同十五年八月

八日従二位権大納言同年十二月廿八日左近衛大
将丸馬寮御監同十六年正月十二日左近衛大将を
辞同十八年豊臣関白か駿遠三甲信五国を
譲し伊豆相模武蔵上野上総下総六ケ国并近
江国の内九万石を御在洛の資用石部関地蔵
四日市場白須賀米野中泉清見寺并地一千
石嶋田武千石を遊猟の地としたまふ 諸書関八州とこそ今成蹟
に従ふ 同年八月朔日武蔵国江戸城に御移徙 江戸
此城の事ハ太田家説に太田備中守資長初免持資入道して道
灌と号し康正二年義政の命により武蔵国豊嶋郡江戸の地

を築く其村を千代田宝田祝田と云 長禄元年四月八日江戸城経
営成其城の形勢中城外城かまへて石を以て壇とし塁の高十四丈懸崖
そゝえ立其外くり数十町溝塹泉脈を通せり鉄を以て門二十五
あり門毎に大木を以て飛橋を架門を入れハ石燧臺左右
に連りて中城に登れり其所を静勝軒と云
文明八年に至りて京師南禅寺村庵相国寺横川の社徒静
勝軒に寄題せる詩一幅を綴る蕭庵を招村庵跋を書資
長其を板として軒の楣間に掲九月蕭菴の僧名注亭記を
作其国中学東勧等
皆詩を賦して揚まり
其例よ楼閣倉廩の数多く軒を列ねへ西を含雪斎と云象窓開き
て富士の高根を望めり東ハ眼下に蒼海を見わたりて泊船亭と
云苑中数百株の梅を栽て小亭を建簷下に西湖の梅を放に
小香月亭と云城中に六井を鑿川を引旱魃といへとも涸るゝ
事なし弓場あり毎朝麾下の士数百人を集めて弓手を試む寛
正年中後花園院か武蔵野都鳥の事なと尋させたまひけれハ
露おかぬかたもありけり夕立の空よりひろき武蔵野の原
我庵は松原つゝき海ちかく富士の高根を軒端にそ見る

年ふりし家居もあれてすみ隅田川原に家ハあれとも
此家とも　叡聞に達し御製一首を賜る
武蔵野ハ名のみなりけりしけらしよかゝる花菜の花や咲らむ
天文十八年七月廿六日道灌其主扇谷の上杉定政のために殺害せらる是
より上杉家の持城となり道灌の男六郎右衛門尉資康是を守てこゝに山内
の上杉顕定に属しけり其男大和守資高ハ北条左京大夫氏綱に属し大
永四年正月氏綱扇谷の上杉朝興の居城江戸城を攻て是を落し家
臣遠山四郎左衛門尉に命して江戸城を守らしむ是より天正十八年迄遠山
氏江戸城を保せり
是年御旗本の諸士を五組にわかち
平岩親吉井伊直政本多忠勝榊原康政石川康
道をして支配し東及ひ伏見にて更代す 番衆或伏見又ハ御在番の始なり 文禄元年御城北丸を開て大番六組の宅
地とせらるをのこ番町といふ同二年初めて千住
に橋を架せらる是を千住の大橋といふ慶長元年五
月十一日 戊八日 正二位内大臣同五年七月下野国
小山御陣同年九月美濃国関原御陣逆徒伏誅
諸国一統に帰し 当今ハ後陽成院 同月廿日京都所司代
を置る 奥平美作守信昌をあつけ同六年九月板倉四郎左衛門勝重是に代る 同廿七日大坂城より
西丸に入御公卿傳奏神官悉来賀是年阿蘭陀
諳厄利亜人（アンケリヤ）泉州堺浦に来船して初て通商ス
此後唐山安南交趾占城暹羅呂宋西洋東埔寨の諸国より来船して年
々長崎其外の浦々にまゐりて通商せし事も十二年の頃ハ明及ひ安南東京異
域の商船長崎に来船八十余艘といふ又御朱印船とて称し　諸国より
本国に渡海して商をせしか唐山阿蘭陀のかこみ寛永まいりより

て侍らる

同六年三月二日大坂より伏見城へ御移同十一月廿日伏見より江戸に着御 同九日川越御放鷹是より前後忘じしを牧業ヲ遊ありしに十二月二日江戸山門に二千石豊国明神へ壱万石御寄附 当代年録に当家今令せしま毎月十八日神系を奉して是を行ふる同書に元和元年六月十八日豊国の社大坂の護守にゆるとも京ち入に事かし依済ち中止に御迄しもま代の主重 大善薩の贈号まて佛小出川にて寺中由申浄沙汰ありしヲ家元門跡元何も蟄者家会ゆお浸ありしえて 按するに豊臣太閤慶長三年八月十八日伏見城に薨治の東南阿弥陀峯に葬其楼葉に社を建て豊国大明神と崇む今は社廃し大仏殿南の傍に墳を法号国泰院殿霊山俊龍尊儀と彫あり 禁裡御料の地所々に在しを便宜の地に集移さま今年へ依

渡国石見国金銀を出に事彩し 創業記には七年に係せりし 伊豆国より金を出といへり 是より後大判小判壱分判金丁銀豆板ホの製改 後河判江戸判ともに造所の名を以て呼ぶ是を慶長金銀といふ 同七年正月六日従一位 同月十九日御上洛 十二月廿五日伏見へ着御 同年二月鎌倉鶴岡八幡宮造営 同年五月朔日御参内 是月より二條の亭御普請 同年六月十一日本多上野介正純をして南都東大寺の秘府を開て蘭奢待を監せしらる 勅使ハ勧修寺右大弁光豊 広橋右中弁総光 柳原弁業光之 桜もこれに諸書は時代へ将軍家の例ヲ任蘭奢待を截らるゝしこに剣

業記に所論せ甲の由ありて之止らる今是に從ふ

同年十月二日江戸へ還御　御母堂傳通院殿逝去に由てなり

同年十一月廿六日御上洛　十二月廿五日伏見に着御

同年十二月御馬廻衆二組　後大番となる　初て伏見城の番を勤　是を伏見三年番とし元年録に見る先番去年関東移後両組一所板倉伊賀守目下諸奉行御留守居代に由て伏見城の番を勤る後松平隠岐守重勝城代として同十二年三月十九日ゟ大番頭渡辺山城守茂忠成者一組の士を率て伏見城を守しむ

是年江戸御城中富士見の亭より金沢の文庫を移させ御書庫建　当代年録に六月十四日御書物とも見御重宝の古筆絵類を御移し足利学校寒松和尚御文庫へ参り御書物の目録を書中にも北条の書物は多分小侍九代の時金沢へ納中に書物之其外遠書馬書其書写あるし田村安栖に由付寒松に御振舞を後御本丸へ召出御帷子羽子十枚拝領

同八年正月

初めて走衆の所を定る　年録に松平右馬允阿部左馬助松平孝和ち柴田左近中山左助京之分松平志摩守三井左門右走りの所より付三十人ずつ組り伏見にては松丸御番後府にては御表御門番相勤　内府様御命に仍て之当御徒の初之様なるに元和の頃は歩卒元とし元和の初分御徒は歩行者更りて出たり御徒之五十俵二口之しらう寛永九年八月廿五日二十俵三口定御加増七十俵五口としなる

同年二月十二日伏見城に於て将軍宣下征夷大将軍右大臣淳和奨学両院別当源氏長者牛車をゆるさる随身兵仗を賜ふ　当代年録に慶長八年二月　内府之頼朝公の例にまて将軍補任ありし由みて両傳奏元勅使寺数広橋殿伏見へ下向ありて於内裏御対面にて其後四重黄金六十両を両人へ遣征夷大将軍は頼朝以来武将の任なりし以は室町代々御補任みて他家かでも中事叶ざる信長秀吉天下を治ても任ぜられずより始め鳥山殿是の因述職を除し進しの事叶無うし人押て所望ありし生害ありて補任ぜられ

由御申し間其地なし也に家に成られんとてられ大臣に成り関白
近極しまかり日本ニてハいうに威勢ありとも自由に補任叶ひ〻ん
摂政ニハ執柄家ならで天子すい王孫ならでハ将軍すいハ方家
室町とて定り懇に旧例に任せん例之そよ寄信長秀吉天下を
取りつ〻も本朝の掟ニ任せ給ふ任せん給ふに室町殿の方牢人の
後御子もなし　家康公大和にて御扶助ありて成ハ八ヶ年以
来御果の時分室町代〻の重宝を　家康公へ御譲り成られ何とぞ此号
御相続ふ成下し様をよし遺言成さま御果の後室町代〻の例
に任せ贈官并諡号炅揚院殿として衣笠の等持寺にて御追
善あり今ニ於ても御遺の号叶ひして目出度と同斎の公に依し
一　左右御補任目出度事申成り成し二月十二日御補任あり其
次第ハ勅使二人ハ長橋に参る京ふ伏見と戻りありて家元ハ参物其
次ハ勝馬勅使ハ此方関東て参候ハ下馬ふ下り雑色五人棒
を引先を払ふ御家老衆元衆関の下向て近へよ出る

着座之次第　　廣橋大納言兼勝

上卿　　勧修寺大納言光豊
　　　　小河坊城左中弁俊昌
吉使　　中原職善
大外記　中原師生

此次第ハ延文三年十二月廿日足利義詮卿将軍補任御参内の例式成し其後
室町殿代〻右の作法用ひ来る今度御当家も室町殿の例成られ相続ありさ故
公方様と称し
まつる

同年三月廿五日御参内御拝賀（四月十六日伏見へ還御）
同年四月十七日ふ於伏見御祝儀の御能有之同十
九日諸大名太刀折紙にて御礼申之御祝の御
樽を進上有之同年七月廿八日　台廟御長女千姫

君豊臣秀頼へ御入輿御婚礼同年十月十六日右
大臣を御辞 普通の書所見なし／今公卿補任に従ふ 是月江戸へ還御同
年諸海道に壱里塚を築かる同年江戸依和山
城を同国彦根山に移さる同九年三月朔日江
戸御発駕是より熱海御入湯同廿九日伏見へ着御
同年六月御入洛廿二日御参内同年八月十四日江
戸へ還御 按するに今年の御上洛を諸書に 台廟と記然祖成／讀むとあれし剰業に従ふ 神祖と記す姑是によるさ
うよ 同十年正月御上洛 二月十九日伏見城へ入御 同年四月七日
征夷大将軍を御辞同十六日 台廟将軍宣下ある

是より 大御所様と称し奉る同年九月十五日伏
見御発駕江戸へ還御同十一年三月朔日江戸城
御改築 池田輝政福島正則浅野幸長加藤清正黒田／長政等をして築城を言さる縄張 是月十五日
御発駕御上洛十日駿府に着御築城の地御
縄張今年の春禁裡仙洞狭隘朝議行はせ給ふに寄
其地を増ましめ東北各壱町余四面石垣を築かる
る同年四月七日伏見城に入御同廿八日御参
内同年九月廿三日江戸城成同年十一月四日江戸へ
還御同十二年正月江戸城を 台廟へ御譲諸大

名に命せられ駿府城を築き給ふ郭内に諸
士の宅地を賜ふ同年七月三日駿府城へ御移徙
同年十月四日御発駕十四日江戸西丸に入御
同年十二月十二日駿府へ還御同十二日駿府城炎上
同十三年三月十一日御営造成御移徙是年林道春
を駿府に召させ給ひ講館を作り宅地を賜ふ四書六
経及び武経七書を講し日本顧問書庫を司
志めらる（或曰皇朝武将好学　神祖に志くはなし　な志〳〵
始帝祢り文禄二年惺窩を江戸に召し大学および
貞観政要を講釈せしめらる三成誅後京師
に在慶漢書及ひ諸史を読しむ）
同十五年十月廿一日
江戸城へ入御同廿五日駿府へ還御同十六年正月
廿一日太政大臣（并）菊桐の御紋を賜ふの叡旨ある
といへとも御辞退ありて御許容なし同廿二日御先
祖新田大炊助義重朝臣に鎮守府将軍御考廣
忠卿に大納言を贈らる同年三月御上洛廿三日
御参内（同月廿七日後陽成院　譲位に依りてなり）同廿八日豊臣右府秀頼大
坂より入洛二條亭に登営　御對顔同年四月廿
八日駿府へ還御同年十月廿六日江戸入御同十
一月上野国世良田遊郷右寺を御再興新田金

山村禁裏に一寺を御建立有之大光院と号し其
重義貞両朝臣の旧跡也又広忠公の御為に三
州岡崎に相応寺を御建立之 是月駿府ニ還御
同十八年九月十七日駿府御発駕同廿七日江戸に入
御 同十九年正月江戸西丸に御越年是月駿府
へ還御 同年四月冷泉中納言為満飛鳥井中納
言雅庸駿府に来り古今集の秘奥深語三箇の
大事を御受 皇朝異域の書廃絶を憂させ給ひ
古書を捜官庫に納させ給ふ依て人争て是を

献し又四書六経の義に通ることを顧問に備
へ弓馬剣術ニ精しき者ハ其藝能を御試曲藝
小枝の類にあるを絶えさる事なし 同年十月
十一日御旗本の兵五百余騎御供ニて駿府御
発駕同廿三日二條城に入御是大坂謀反に依て
之 同年十一月十一日 台廟御参内 御対顔 同
十五日二條御発駕同十七日住吉の御陣営に渡
御 同廿九日勅使広橋大納言兼勝三條大納言実條
住吉に来り御慰労の勅を宣 同年十二月十八日東

西和陸城　同廿二日御誓書御名うけし　同廿五日京
都に入御　同廿八日御参内　元和元年正月三日京
都御発駕　同二月十四日駿府に還御　同年三月九
日駿府ゟ名護屋ゟ出しせ給ふ御逗留　四月大
坂再反の注進ありしかば令を下して大坂再征
於本起る　同月十六日名護屋御発駕十八日二條城
に入御　同廿二日　台廟御出馬　御對顔　五月　茶
臼山御陣営に渡御　同七日大坂落城　同八日豊
臣秀頼母子自盡　是日二條城に入御　同九日　諸

将参　城御祝儀申上　同十五日御参内　同年七月
朔日公卿并諸大名二條城に登営御饗應御能
あり　同年八月四日二條御発途駿府に還御　同
廿九日駿府を御発駕　同年九月十日江戸西丸に
入御　同年十二月四日江戸御立　同十六日駿府に入
御　同二年正月朔日諸士都て烏帽子素袍を着し
新正を賀し奉る　是月御不豫に付　台廟江戸
御発駕二月朔日駿府へ入御　同年三月十七日勅
使下向　同廿七日太政大臣　同年四月十七日駿府城

ム古語ハ金地院の日記之ムハ私の略字

に薨御御年七拾五同十九日夜に到同国有渡
郡久能山ニ御神葬斂山 大権現と称し奉る
同廿二日、台廟御遺詔御葬礼ハ増上寺に於て
御執行 安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士に
謚し奉る 御位牌ハ大樹寺に御安置之 久能山へ

神道を以御葬送の事 諸書御事実悦ありし以今正史に依て是を
改先其書を引て御事実を略せる事 左の如し。ム古語ニ 元和二年
四月朔日 相国様御病気御平臥殊の外御差痛の御容躰 金地院
日々参の御座之間御側に被召置し所 上意二日 金地院 南光坊
本多上野介 御前へ被為召て 被仰置候趣ハ 御終焉以後御躰を
ハ久能山に収 御葬礼ハ於増上寺申付 御位牌をハ三河大樹寺
に立置く御一周忌も過以て後日光山に小堂を建立勧請
二仕ルへき分の諸寺に於て仰せらるへきとの 御意被仰付

梵舜ハ神龍院兼
親ト云吉田兼右之
弟ト云豊国明神之
祠官萩原之兄也
初年出家シテ流
家ヲ学神宗国ノ
本院住職釈徒ニ
シテ業ト部ノ神
道ヲ相兼シテ駿河
御城ニシバシバ登リ
ト部ノ神道ヲ
授ケ奉リシナリ

南禅寺金地院中にも小堂建立仕勧請仕於京都所司代を始
武家の面々被来給ひれて申渡る被仰出し○国師日記三四
近日に於て籠り候ひきし御鬼似を已て種々の御令言被仰出
なく人間死ては御座を名中事ニ候 四日
も未御国病に御座候七日ゟ御勝一段上り申候て候へし
年寄共仕候兎角御大事に相見 御主様も若御怡ら被遊候御仕置以下之
御渡候へとも若之御作り候て御推量候 因六日増上寺着府西
御所様へ御目見、御郭山国道出仕申て御座候大樹寺も出仕候
とかくし出家多少て見之悪敷候○梵舜記十六日 相国之御事 以神
道之儀神位に被列久能へ遷座之儀に御定被仰出之○国師日記
十七日南光坊拙者も承候中和列奉りして御假屋社以以下勝送
芝御番衆も表向御寄合薫りにて急速に出来○元和年間久能
山に被成る御建言有て 神に奉崇御代々御ち宮まで江戸
増上寺源誉上人ゟ五重血脈御相傳候とも近年天台宗
の佛法御聴聞南光坊僧正天海を御崇敬被成ける上神
道を御傳授被成候 大権現に崇申久能山御宮之榊原
内記を為御宮仕目出度せしる久能山ハ上古ゟ真言の寺にて
代々名僧充住寺に出る事多し 今度又御宮に社僧として天海

并天台宗の学頭として一山の内真言ハ久能寺と号し天台ハ社僧
方として薬山大権現と申上奉るに神社考に久能山
ハ駿河国有渡郡に在りて一にハ有渡山と名付し諸寺ハ十二所
権現之彼山縁起ニ昔久能と云者松樹中ゟ黄金の千手観音
像を得奉り因て号て補陀落山久能寺とし云又聖国師初久能
山の竟弁法師として台教を学ふと云　時ハ古来ゟ天台宗のよし
未見帆を詳にせしん元和六年三月十五日御寄進状に　東照大権
現社領之事都合三千石内千石神供領二百石社僧料千八百石
神主領右件之在所ハ当有渡郡之内所々十ケ村之事奉寄
進之訖永代令停止候断使者榊原大内記照久全令社納神事社
役ホ可勤仕之状如件○按記十八日南山御移之所地形を平ニ荒
本多上野介土井大炊頭安藤帯刀成瀬隼人松平右衛門板倉内膳秋
元但馬以上七人各評儀有て亥刻迄前に入有て普請有り
十九日假殿作座次之間四方に定井垣鳥居雙灯炉二ツ立次亥刻遷座
也左右絹幕を引めり筵導絹布を志くめり假殿ゟ二十五弓計之絹布
二十二帖筵導絹布十端也

久能本社事

御社西　御弓　御矢　楯　鉾　此役ハ俸衣

神前西　散米 加賀守　御鏡 弥兵衛　御幣 榊原内記持之鈴ヲ　御輿
供奉烏帽子上下　御弓　御矢　楯　鉾同
右此作法也御幣ハ榊原内記持之鈴ハ手振之也闭之儀式灯明以下ヒシ
メシ遷座也
次内陣出来之時悉掃地申付次鏡を内々陣へ納之散米悉以大麻を被
之御鏡を手奉納也
次御神供一膳後菜六膳也後菜三十六味也皆精進也
次机立賦绡を敷備神供也内記へ作法申付也
次三種加持
次三種太祓　百二十座誦之
次祝尸降文
謹曰元和二年卯月十九日吏吹撰天吉日良辰テ太政大臣従一位源朝臣
家康公乃御形像テ駿州有渡郡久能乃奉葬高嶺ニ備神供後菜此状テ
安ツ久鎮座在天下静謐弥繁昌長久乃基テ守利幸与恐美毛奉申辞ノ別ニ
中依久自然参集中ニ不心不浄乃者在止毛御廣成御心恵於以天守護
幸給倍止恐美毛申
次二拝次拍手次退下次奉幣
両度再拝

柳原内記作法之儀 数中ハ
次年寄元老一拜 本多上野 土井大炊 安藤帯刀 成瀬隼人 松平右馬門 板倉
内膳 秋元但馬 於内陳在之予可然之由申入也
次各退下其夜各府中へ帰也
○国師日記に寅刻 御廟に而相納神体御祝以後神龍院取沙汰ニ
仕以て嚴重之御作法相済以右之御神所備以御社段御拜殿
其外御造営御普請等さらさらに出来以て其名社参以後先其間
ハ久能の山下に御番衆附置人ゝ出入御法度之 ○梵舜記廿二日備神供
次丹 以方様久能御社へ御参詣尾州宰相殿常陸介御鶴殿御社
参之 其様之体御盛也 次久能御社作事大工大和ゟ仕付以儀之
次社殿之事 大和方中来註文之
一本社 大明神 造千本堅木奥木 アルヘシ 次拜殿次巫女屋次神供所次舞殿
次御厩次御蔵 アヒクラ 次神籬次楼門次找本之事次杣人之事以上十四
之数々
○元和年録 御代々浄土宗ニて御座候間増上寺にて御位牌を立御
霊屋御建立ありし号 安国殿大相国公徳蓮社崇誉道和大居士
○柳原家説内記照久元和二年四月 霊柩を久能山ニ收め是年
位に依て祭祀の事を司ることを称する事 代々おはしけるよ

久能山御本社拜殿本地堂御供所楼門鳥居等御
建同三年二月廿一日勅して　東照大権現の神
号を賜り夫より同三月九日正一位を贈らる同
十五日御遺命に因り久能山より下野国日光山
に御改葬 東武実録ニ元和三年三月十五日 大権現を發引久
能山ゟ野州日光山に改葬する也 神君の御遺命に
依てなり此日寅の刻天海僧正本多上野介正純土井大炊頭利勝松平
右衛門大夫正久板倉内膳正重昌秋元但馬守泰朝等之百余騎を従へ
雑兵一千人發引久能山に到る天海僧正よりし御柩を立る也
大職冠葬を改る旧例之本多正純土井利勝松平正久板倉重
昌秋元泰朝成瀬隼人正正成安藤帯刀直次中山備前守信吉柳原内
記照久共是に従ふ続年録に永井右近大夫紀年録ニ駿府より小十
人組供奉すと云 ○光廣卿日光山記行に四月八日御誕日に
御廟塔に御遷座ありし ○国師日記に同十二日 将軍家当地ニ至る

同四月十六日日光山御本社へ御遷宮 為立日光へ之為往御成申ニハ 紀年録に四月十六日秋本社遷宮假殿之奉遷宣命使河野宰相実顕 東照大権現神号二月廿一日贈正一位三月九日宣命をうむ奉幣使清閑寺宰相共房奉幣之事を勤む 同十七日御本社にて御法會御祭礼

台廟御社参正保二年十一月三日宮号 宣下

御臺所ハ関口刑部少輔氏縁或親長ノ女 後築山殿と称ス

弘治三年御入輿御婚礼天正七年九月十五日或八月廿九日故ありて御生害遠江清瀧寺に御葬送西光院殿と称し奉りしに後の御臺所ハ豊臣太閤妹朝日姫と御称 天正十四年五月十五日濱松城へ御入輿御婚礼同十六年閏六月御帰洛同十八年正月十四日聚楽亭にて逝去御年四十八東福寺に御葬送南明院殿と称し奉りしに正徳四年十一月御法田五拾石を南明院殿に寄らる 折焚柴記に 台廟御在世の頃ハ其遠忌のおりおりは御法会など執行ハれし事の奉書数通あり又御墓所かくまさせ給ひし時御料の地寄らるべしとありしかとも住持の望に任せ金千両御施入ありしとなん

文化十二

一 同年四月十五日酒井讃岐守後若狭守と改む加判之列於御前ニ而仰付ケ依て諸合布衣以上ニ而申上之於芙蓉之間御老中御列座ニ而仰渡さる

酒井讃岐守後号忠進朝臣ハ修理大夫忠貫養子
実ハ酒井飛騨守忠香七男明和七年生後家督
若狭国拾三万石小濱城

一 同日 東照宮二百回御忌勤会御法事於紅葉山
御法會ニ付 今日御初日 卯上刻

一 同十六日同断 御中日

一 同十七日御当日同断 今日辰中刻紅葉山 御宮へ
公方様 大納言様御束帯にて御参詣 大行烈諸家国持ゟ以下
に四品以上

一 同日右付東叡山 御宮江四品以上并御譜代衆[illegible]
大名高家御奏者番菊之間縁頬詰何も嫡子共ニ
諸大夫諸物頭布衣以上之御役人医師朝五時ゟ
七時迄之内諸大夫以上ハ束帯布衣ハ衣冠之面々并法
印法眼ハ直垂素袍まて参拝礼
但今日紅葉山供奉之面々ハ 還御後紅葉
山 御宮ニ而拝礼
東叡山 御宮ハ大猷院様御代寛永四年河越
千波の南光坊僧正高春中ゟ藤堂和泉守高虎

一相模江戸御城の艮忍岡に一山を建立
権現様御社を造立し江戸鎮守の社とし山崇等
御座き候所無るにより
按するに天海か本意ハ老後し
帆く常由来して国忍を
数しまうしむる為之此事も御許容されたまて葉の一本よ東叡
山右の方に御家あり中にハ御門ゆきて石燈籠の並ある中を四
足御門の階と来福なりしう此年御門なり
内ハ来福の華をいまだもしえあり
其事言上を悉
し和難る御座き候所御許容在しうし共て御造営
始り　御宮ハ藤堂高虎常行堂ハ尾張大納言
数法花堂ハ紀伊大納言数経堂ハ水戸中納言
数石鳥居ハ酒井雅楽頭仁王門ハ永井信濃守

石仏并文珠楼ハ堀丹後守鐘楼堂ハ土井大炊頭
是を作る　御神前石燈籠諸大名分献之　同
年九月朔日神殿御遷座出来同十七日正遷宮
寛永年中本願
後水尾院震筆
寛永寺
東叡山
是を東叡山寛永寺円頓院と号　廻廊
天海大僧正日光山及ひ東
叡山を並治勢に　同十六年三月十日未刻薬師堂
より出火　御宮の廻廊并塔共上　御宮ハ恙なく
し正保元年六月十七日毘沙門堂門跡　花山院大僧正公海
日光東叡両山の治勢を公行す　天海僧正去年遷化也
六角家旧記本照院一品

一相伝ふ江戸御城の民忽図に一山を建立

権現様御社を造立し江戸鎮守の社とし崇させ

らるべき念願あるによりて

按ずるに天海か存念は老後し

給ひて常に忠諭して国忌を

難しきふしむる為此事も御許容をとらえて業の一本に東叡

山君の方に御宮あり中比は御門なきて石燈籠の並ある中を四

足御門の階と表路なりしか此年御門なり

内は表路の華をいまだとしことえあり

其事言上を悉

しれ給ふべき御許容をしうけ被て御造営

始り　御宮は藤堂高虎常行堂は尾張大納言

殿法花堂は紀伊大納言殿経堂は水戸中納言

殿石鳥居は酒井雅楽頭仁王門は永井信濃守

石佛并文珠楼は堀丹後守鐘楼堂は土井大炊頭

是を作る　御神前石燈籠諸大名分献之同

年九月朔日神殿御遷座出来同十七日正遷宮

慶安年中御額

後水尾院宸筆

寛永年は後水尾院宸筆仁王

東叡山文珠楼は大明院門跡染筆

是を東叡山寛永寺圓頓院と号　廻廊

天海大僧正

日光山及ひ東

叡山を兼治勢に　同十六年二月十日未刻薬師堂

より出火　御宮の廻廊并塔を上　御宮は恙なし

花山院大僧正

公海

し　正保元年六月十七日毘沙門堂門跡

日光東叡両山の治勢を言付

天海僧正去年遷化せ

六角家旧記本照院一品

親王御伝記に正保第四丁亥年　親王御年十四なり是年可為親王
御余府故依　大樹厳命東叡山円頓院之大廈被督之兼又親
王表御住職云々内御学問所之別業新被造之則丹羽平右衛門
尉小倉忠右衛門尉令奉行之秋九月上旬為御迎之上使吉良
若狭守安藝右京進令上着自東叡山受厳院豪親法印奉参
迎依之同月十四日親王御発駕殿上人烏丸大夫廣卿息六角宰
権臣廣賢院家水無瀬氏成息学樹院純應坊官吉川大蔵卿法
橋良也今大路宮内卿源覚其外緇素之供奉不能具記云々
按ずるに本照院一品親王ハ後水尾院第五之皇子守澄法親王な
り門跡世記を按ずるに毘沙門堂門跡慈應三年辞職之其間
親王御弱冠の節なりし新家にておはせし
然るに是等時分代々親王門跡御相続なり　同二年十二月十
二日　東照宮御領當国豊嶋郡之内七ヶ村都合
貳千石寄附之此内年中行事料二百五拾石
門跡千石開山堂領五千石学頭料三百石修理
料百五拾石所化僧配當料之百五拾石充行之畢寺中
門垣境内御手洗池山林竹木免許之者此旨神
前諸役国家祈念佛法紹隆弥無怠可節仕旨
御寄附状を下さる慶安四年四月廿二日
猷廟為継東叡山へ御入棺　同廿六日日光へ後御遺
骸御出棺
屋御造立　御額後水尾院宸筆　延宝八年五月廿六日　厳廟
為継御埋葬御廟御霊屋建　御額後陽院宸筆　元禄十一年
九月東叡山根本中堂及び文殊楼新営成同月六日
厳廟御霊屋を上後御再建ありし　宝永六年正月廿

二日　憲廟尊骸御埋葬御廟御霊屋建　勅額享保五

年二月廿七日　猷廟御霊屋炎上　御兼建なし　嚴廟御霊屋御合殿と成ル今新院境内の後に御廟跡と称し御四弘有之　元文二年五月二日浄

円院様御霊屋及ひ本坊焼亡宝暦元年閏六月

十日　徳廟尊骸御埋葬御廟立　御霊屋ハ憲廟御合殿勅額文化十四年二月廿六日下向　今上兼仁震筆　明和九年二月廿九日　御代々御霊

所御霊屋及ひ山王社仁王門焼亡　仁王門御建立無之今黒門と称ス　其跡残り

同年十一月朔日御裏方御位牌所及ひ本

坊炎上天明六年十月四日　浚廟尊骸御埋葬

御廟立　御霊屋ハ猷廟嚴廟御合殿文化十四年二月廿六日勅額　今上兼仁震筆　安永八

年三月十九日　孝廟尊骸御埋葬御廟立　御霊屋ハ憲廟徳廟御合殿文化十四年二月廿六日勅額　今上兼仁震筆文化十一年十月廿一日暁本坊焼亡

文化十二

一　同年四月十八日右御法会ニ付為御祝儀尾張殿

水戸殿初め惣出仕ニ付尾張中納言殿水戸宰相

殿於御座之間　御対顔畢而溜間詰同断右之外

出仕之面々於席々御吸物中御謡西丸ニも出仕有之

一　同十九日右御年忌ニ付今日東叡山　御宮へ参会諸

御番頭小役人長袴にて罷出拝礼

一 同廿一日右御法事相済ニ付為御祝儀御三家方始万石
以上之面々等着御礼代使者を以差上之
一 同廿四日於御座之間牧野備前守御法会御用相勤
候ニ付御手自御刀被下之
一 文化十二
同年五月朔日此度於日光山御法事ニ付参向之堂上
衆門跡方卿殿上人登 城今巳上刻御白書院ニ
而公方様 大納言様出御 御対顔
一 同二日年頭并日光勅会御法事之御礼御返答諸
卿殿上人登 城有之

一 同四日今度於日光山御法会相済ニ付彼地参向之
公卿殿上人御馳走御能被仰付ニ付登 城且御
三家溜詰御譜代大名其外登 城今辰中刻
公方様 大納言様大広間 出御尾張中納言殿
水戸宰相殿水戸中将殿 御対顔 伝奏右大臣殿
伝奏衆公卿殿上人 御対顔此節御譜代大名其
外一同 御目見畢而御能始る之前迄て於席々
御饗応御料理被下之 伝奏衆ニハ四能の内 御着座 御方之傍御見 御対顔有之
一 同六日右同断ニ付 青蓮院御門跡日光御門跡 梶井

御門跡其外出家中へ御馳走御能ニ仰付満法　高
家諸衆御菓子等出　職今巳上刻御白書院ニ
公方様　大納言様　出御日光御門跡　御對顔相済
以後大廣間ニ　渡御青蓮院御門跡梶井御門跡
御對顔僧正覺院并東叡山衆徒中　御目見相済
御能始る於席之御饗應御料理被下
一同七日蹴鞠　上覧有日光御門跡尾張殿紀伊殿
水戸中将殿初国持大名万石以上之面々　並諸寄合
諸物頭布衣以上之御役人法印法眼之医師迄

城見物ニ仰付今巳上刻於御座之間日光御門跡
御對顔御黒書院ニ　公方様　大納言様　出御
尾張殿紀伊殿水戸中将殿　御對顔松平越前守
松平加賀守　御目見畢而御白書院ニ　渡御縁之
間御杉戸際ニ御着座国持大名御譜代大名并披大
名同嫡子迄一同　御目見畢而　上覧之席ニ御
着座蹴鞠始る畢而　入御飛鳥井峯相御白書院
縁頬ニ於て公方様　大納言様ゟ拝領物有之御
也中ニ被為召て於御黒書院　御目見蹴鞠

上覧之節拝領物之御礼申上鞠道之御判物を下 鞠路
御判物の始ハ慶長十二年八月六日飛鳥井参議雅庸ニ台廟ゟ御判物を下し事剣業記ニ見
入御柳之間ニ於ゐ
宰相家来弐人并相手之者九人ニ而時服を下之
一同七日今日日光御門跡御二家始其外出仕之面々於
席々御菓子を下さる
今日飛鳥井宰相卿雅光蹴鞠之勤也 上覧所之
帝鑑之間御畳縁孔雀ニ而松戸之方ニ寄御屏風を立
御左右御後を囲ひ西之方 右方様御席ニ而褥
東之方御並ニ 大納言様御座御褥其外設有之

方御囲之外御屏風仕切ニ而日光御門跡田安
一橋御両卿之座ニ而御白書院御縁孔雀御
杉戸之内御二家方西之方、松平加賀守其間
を御衛立仕切ニ而溜詰並御側衆列座桜
之間上之方国持大名其次四品以上其次之
敷之様之間入口御衛立ニ而仕切大廊下上
之方御譜代大名下之方外様大名之帝鑑之
間東之方御両卿之次ニ御衛立仕切ニ而西湖
九半年寄衆紅葉之間ゟ菊御縁頬通ニ而迄芙

蓉之間御役人布衣以上御役人列座之方
御板縁ニ者御之緋を敷重有之、蹴鞠場者清
白書院御庭席縁之廣縁を御拂
上覧所ハ中央ニし御板縁合者間を離方六
間ニ構有り（二方ハ檜木格子正面軒通り之間青葭細相生松四本を植砂を蒔）後ハ白
紺布吏の幕を以て張切宰相壱人参座ニ着掛り之
入之枝鞠之式有て初度之鞠始る（宰相紫金紋紗上紋着袴）緒
々者七人之（宰相家臣或ハ寺家或ハ諸国町人なり）初度済て今一度清
好之分御側衆高家並傳ふ高家宰相ニ傳ふ依

而二度之鞠始る（宰相紅金紋紗上下菜袷着袴）畢而入御是日宰
相ニ朝御湯漬鞠済て後於竹之間二汁十一菜
之御饗應有て飛鳥井家来并地下人之指人ニ
梅之間ニ於而御菓子を被下

一（文化十二）同年五月十一日今日菩提　御廟寺　御参詣御名代
大名高家諸元御饗者東菊之間縁頬諸大名子元登
城（長袴但布衣以上之御役人諸今之面々ハ袖白付）今巳上刻御白書院ニ
公方様　大納言様　出御　徳大寺中納言　日野中
納言　四辻中納言　綾小路中将　持明院少将　御目

是於御白書院管絃相済一同　御目見平ニ入御

御白書院縁頬ニ於て右之人卿相殿上人相順物

並く御色中御列座ニ而済

今日徳大寺中納言実堅卿　笙　日野中納言資愛卿　笛

四辻中納言公視卿　箏　綾小路中将有長朝臣　篳篥　郢曲

持明院少将基延朝臣　郢曲を勤む　御白書院御上段

公方様　大納言様御座を設　帝鑑之間御襖孔

雀御杉戸を払ひ御簾を垂　帝鑑之間御縁

御白書院御縁側之裏座敷に大鞁鞨鼓を並へ

管方京都楽人拾弐人各狩衣奴袴　二行ニ西面して並

ひ右之人は諸卿殿上人　御目見平ニ御簾下る

徳大寺日野四辻は御白書院御下段御右之方ニ

並座し綾小路持明院は御下段之敷居外ニ並座

せり各狩衣奴袴　箏中奥御小性役之長袴也常服　堂上地下

按座ありてにして楽始るありて地下合おさり上会着致楽あり　萬歳

楽、皇麞急五常楽春楊柳越天楽陪臚六曲済

て郢曲あり佳辰今月之夏之管の附物あり　七曲目長慶子に畢て

堂上地下膝を退し持明院より退座楽人も退く

迄て拝領物有之　廿日徳大寺日野四辻ニも
竹之間ニ於て三汁十菜御料理綾小路持明院
も同断菊之間ニ於て賜ハる楽人等も檜之間ニ
て二汁七菜之御料理を被下候　職之面々
にも於席々御菓子を賜ふ

一五月十二日日光御法会相済ニ付為御祝儀今日御能
も被仰付高家衆同嫡子御奏者番同嫡子菊之間
縁頬詰同嫡子布衣以上御役人林大学頭中奥御
小性法印法眼之医師御給仕相勤ル中奥御番覧

職今巳上刻大廣間へ　公方様　大納言様　出御
尾張殿水戸殿水戸中将殿　御對顔松平越前
守　御目見畢而御次一同　御目見畢て御能始
於席々御料理被下
但右為御礼万石以上高家交代寄合表高家御
留守居大番頭来ル十六日御本丸西丸ニ登城其外
着西御丸御老中若年寄衆ニ廻勤

一同十四日舞楽　上覧有之御三家方同席溜詰諸譜
代大名高家衆御奏者番菊之間縁頬詰右父子

等其外布衣以上之御役人迄　拝見物江　仰付　今
日於御座之間日光御門跡　御對顔巳上刻御黒
書院ニ而　公方様　大納言様　出御尾張殿紀伊殿
水戸中将殿　御對顔御白書院へ　渡御様之
間御敷居際ニ　立御御三家廣流溜詰所司代御譜
代大名同嫡子高家大坂御城代雁之間詰同嫡子
並居一同　御目見畢而　上覧之御席ニ御着座
舞楽始る畢而　入御御三家方始其外出仕之
面々ニ於席々御菓子被下

但萬石以下ハ翌日為御礼御支配向之御老中若年
寄衆之御用番ニ而勤る
今日京都楽人之舞楽を　上覧於帝鑑之間御敷
居際ニ罷出之西之方へ寄之　公方様御座
大納言様御座之後之御簾を帝鑑之間東之
方御屏風仕切有之御三卿方以遠見之座次に御
屏風仕切有て日光御門跡之御座之　孔雀御
杉戸之切其内御三家方其外衛迄仕切にて溜
詰御老中若年寄諸司代出羽守松平右京大夫

御例席西尾御例席構之間ニ者高家諸席御奏者
番大廊下ニハ御三家鷹溜并御譜代大名嫡子
并其次諸席御奏者番同嫡子并菊之間縁頬詰
同嫡子之帝鑑之間東之御縁しきしに西御尾前
年寄席納戸之間縁頬ゟ板縁通り南ト芙蓉
之間御役人諸番頭詰合之遠国奉行布衣以
上御役人列居御板縁之方揃て郷を務る舞楽
場ハ御白書院之庭中御座所中央を正面とし
方二間之舞臺を立る之（高欄塗朱欄干純子の地赤地つき目多引とを）舞臺の

東西よりつきて左方右方ハ楽屋を設て幔を
張（出御以前左右の幔をあけ二管三鼓の楽人列座也り）左右各金銀の大太鼓鉦
鼓を欄干臺の上よ置舞臺楽屋ゟ霞屋を設
て　上覧の席に御出座舞楽左方ゟ始り右方
に畢て左方萬歳楽右方延喜楽左方迦陵頻右
方胡蝶左方抜頭右方還城楽左方太平楽右方
倍臚左方春庭花右方白浜左方甘州楽右方柏
鉾左方陵王右方納曽利也　入御（但御中入あらし入御之時）
御目見あらし

今日尾張殿御庭数竹之間ニ而吸物御酒日光御
門跡江も西湖之間ニおゐて御菓子吸物御酒出ル其
外見物之面々ニ茂席々御菓子を被下楽人七
拾人皆ニ而檜之間ニおゐて朝御湯漬夕二汁五菜
之御料理御菓子を被下
同廿二日京都楽人惣中へ銀弐百拾枚紅葉山
楽人七人ニ者時服弐領日光山楽人六人ニ者各
銀拾五枚を賜る

一 文化十二 同年七月廿九日此度慶姫君様御誕生之旨為在候所四

右之ニ付表向御弘も不被為 仰出候御名之儀も琴
姫様与奉称右之趣ヲ表向御役儀等不及申上
琴姫君所生氏ハ高木新之丞広充女 於糸 文化
十二年六月廿五日被御誕生

一 同年八月五日於御座之間徳川民部公殿従三位中
将ニ御叙任民部公殿ニも御参 城 御対顔
御礼被申上

一 同廿八日此度御男子様御誕生之旨為在候ニ付思召を
之ニ付表向御弘も被為 仰出候御名之儀も松平

久五郎殿之本系ハ右本部ニ書面御役儀不及申
上

久五郎殿于生氏ニ曾根流之節　　女

化十二年八月十五日今暁巳刻誕生　　於長文

一（文化十二）同年九月朔日今日御礼並流鏑馬見物勝手次第
相成ハ鏃若年寄元ニ仰渡

東照宮東叡山に御造立（寛永四年）以後五十回御忌（寛文五年）百回御忌（正徳五年）流鏑馬の御神事上野に於て
行なハれし事考ふる所なし　[illegible]和二年四月百五

十回御忌勅會御法事行ハれし秋九月朔日小
笠原縫殿助持易承事をなり門人拾六人をし
て上野に於て初て流鏑馬の式を勤しむ　（按するに享保年中弓道の式を両家に分掛り小笠原平兵衛家ハ騎射流鏑馬等の式小笠原縫殿助家ハ歩射など丸物草鹿の式く此時其家にあらずして流鏑馬の事をなりし物ハ中興の祖縫殿助持廣元文二年諸弓の式を勤し回醉にまるか未詳にちぬ）
さとし二百回の御忌に回例に倣う祭九
月朔日持易三代の孫縫次郎某を兼り門人拾
六人をして流鏑馬射手を勤しむ　（其之元之人法 小性組ゟ二人 御書院番ゟ七人 大番ゟ弐人 小普請より一人）
流鏑馬の場ハ東叡山内

御宮の前通左右桟敷此間の往還之西ハ本坊法
構の前より大師堂迄前東ハ凌雲院表門脇を
限り東西ハ左右の桟敷此方を限り竹行馬を
結ひ雑人の見物を禁し其前ハ東桟敷の内の方
的之埒ハ往還之内に縦ニ南のかわきに流鏑馬
舎を設け馬場の中央西桟敷を後にして日
記所を構へ其左日光御門跡并左右御堂中の桟
敷之其外前年當番御側衆奥向の見物所並に
布衣以上以下の見物所并家来の見物所ハ遠間

然して殿寄り日記所にハ御名代御側衆長座御
小納戸頭取壱人御目付壱人小笠原縫殿次郎若日
記役人門人之人列居ゟ射手揃六人是ゟ朝凌
雲院へ揃ひ支度流鏑馬舎にて装束し先千行騰
かやね笠さうけし筋午之刻斗に練出し　御宮に参詣し
流鏑馬舎に入流鏑馬始むつき令して壱番ゟ
十六番まで案内壱番の射手桟鞍の扇の式
あて東にて也射終る支度次第に射終り揃六
番馬よ鞍外射儀ありのひ　御神事畢ぬ

一 九月廿一日今五半時ニ御供揃ニ而文姫君
様山王江御参詣帰御之節西丸御廣敷江御立寄
今日文姫君様初て山王宮参ニ而御家来御
延引同年十一月六日御参詣もあり
帰御之後御供方江
於席々吸物御酒ニ而下ル

一 文化十二
同年十一月二日此度姫君様御誕生被為在如此
右之ハ当表向御弘も不及御出御名之儀も仲
姫君様々奉称右ニ付卯ニ表向御祝儀不及申上
仲姫君様所生氏ハ中野播磨守
女
代 於笑
文
化十二年十月十七日寅刻過御誕生

国立公文書館
National Archives of Japan